

山都町橋りょう個別施設計画



令和7年3月更新

山都町役場 建設課

山都町橋りょう個別施設計画対象橋梁一覧表を別表のとおり作成しました。

なお、平成 25 年 9 月の道路法改正に伴い、5 年に 1 度の近接目視点検による点検を実施することが義務付けられたことから、その結果を踏まえ、個別施設計画の見直しを行うこととしています。

対象橋梁の優先順位にあたっては、以下に示すとおりとします。

●対策優先順位の考え方

橋の点検結果に基づき、効率的で効果的な維持および修繕が行われるよう、次のとおり優先順位を定めます。

- ・ 橋への対策は、第三者に対する安全性に著しく影響を及ぼし、緊急的に対応が必要な損傷のある橋を優先します。
- ・ 点検を行い、早期に措置を行う必要がある「診断区分 Ⅲ」と判断された橋については、橋の損傷状態などを踏まえ、優先的に対策を行います。
- ・ 予防保全の観点から措置を行うことが望ましい「診断区分 Ⅱ」と判断された橋については、地域性や橋の役割についても配慮した優先度に従って対策を行います。

山都町橋りょう個別施設計画対象橋梁一覧表

[illegible]

山都町橋りょう個別施設計画対象橋梁一覧表

[illegible]

山都町橋りょう個別施設計画対象橋梁一覧表

[illegible]

